

社会福祉法人聖楓会 役員等報酬規程

（目的）

第1条 この規程は、社会福祉法人聖楓会（以下「法人」という。）定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員並びに各種委員会外部委員（以下「役員等」とする。）の報酬等について定めるものとする。

（報酬等の支給）

第2条 法人の役員等には、第3条に定めるとおり、報酬等を支給する。

（役員等の報酬等）

第3条 役員等が、理事長の指示又は理事会の委任を受けて以下の法人業務を行う場合、次のとおり報酬等を支給する。

- （1）理事会、評議員会及び各種委員会等に参加した場合及びそれに関連する公式な打合せ等に要した時間に対する報酬

	1 勤務（3 時間程度）あたり
役員等	10,000 円

※1日は2勤務とする。ただし、時間超過の場合は1時間を単位とした単価にて計算した相当額を支給するものとする。

※公式な打合せについては理事長が決裁し、実績については理事会に報告を行うものとする。

- （2）監事が監査を実施した場合の報酬

	1 回あたり
定期監査	100,000 円
決算監査	150,000 円

- （3）旅費等（交通費、宿泊費）

	交通費	宿泊費（上限は 10,000 円とする）
役員等	実費	実費

（法人職員給与との併給）

第4条 法人の職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、本規程に基づく役員報酬等は支給しないものとする。ただし、前条第1項（3）旅費等については給与規程等による通勤手当や出張旅費支弁との重複がないよう留意して支給する。

（報酬等の支給方法）

第5条 役員等に対する報酬等の支給の時期は、当該会議等に参加の翌月10日とする。ただし、当該日が土曜日、日曜日又は祝日にあたる場合は、その前日とする。

2 報酬等は、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むこととする。ただし、第3条第1項（3）旅費等については、当該会議等に参加の都度、現金にて支給する。

3 報酬等は、法令の定めるところにより、控除すべき金額を控除して支給する。

(報酬等の支給の辞退)

第6条 第3条及び第4条における報酬等の支給を辞退する場合は、支払日前日までに別紙「報酬等の支給辞退届」により申し出るものとする。

(公表)

第7条 法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改正)

第8条 この規程は、評議員会の決議を経て、改正することができる。

附 則

- 1 この規程は、2025年7月1日から施行する。
- 2 この規程は、2025年9月8日から施行する。